

（燧灘・伊予灘・豊後水道東）沿岸海岸保全基本計画（案）に 寄せられた意見と県の考え方

（燧灘・伊予灘・豊後水道東）沿岸海岸保全基本計画（案）について、令和８年６月１２日（金曜日）から令和８年７月１３日（月曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、１人の方から１件の意見をいただきました。

案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しております。

寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	【燧灘沿岸海岸保全基本計画 1-3 頁】 海岸災害 【提案】産業技術総合研究所の発表（令和８年５月）によると、国の活断層調査で「空白域」となっている燧灘で長さ 20 キロを超える規模の大きい活断層を 2 カ所確認した。マグニチュード（M）7 クラスの地震を引き起こし津波が発生する可能性があり、今後は想定しておく必要がある。 【理由】産業技術総合研究所（茨城県つくば市）が、西側の芸予諸島東縁部で長さ 35 キロを超える断層、燧灘東部に長さ 25 キロ以上とみられる断層をそれぞれ確認しているため。	【修正する】 今回の産業技術総合研究所の調査結果は、地震の規模や発生確率等を評価したものではありません。現時点で国の地震調査委員会の評価を受けていないことから、本計画には、海底活断層の存在が確認された事実を記載し、今後の対応については国の動向を注視しながら検討することとします。 なお、ご意見を踏まえ、次のとおり文言を追記します。 ○追記箇所 燧灘沿岸海岸保全基本計画 1-3 頁 海岸災害 ○追記内容 令和８年５月に国立研究開発法人産業技術総合研究所が、「燧灘の西部および東部に新たな活断層が確認された」と発表^{（注１）}したため、今後は当該活断層に対する中央防災会議等の動向を注視していく。 （注１）国立研究開発法人産業技術総合研究所「瀬戸内海燧灘（ひうちなだ）において海底活断層の分布を明らかに — 活断層調査の「空白域」における反射法音波探査を実施—」（令和８年５月 29 日発表）